

1 食品衛生法に基づき許可が必要な 34 業種とその定義及び対象

業 種	定 義 及 び 対 象	業 種	定 義 及 び 対 象
飲食店営業	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	魚肉ねり製品製造業	魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業
喫茶店営業	喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業、この他、かき氷を販売する営業、ジュース等のコップ式自動販売機等も対象	食品の冷凍又は冷蔵業	魚介類を冷凍又は冷蔵する営業、および冷凍食品を製造する営業
菓子製造業（パン製造業を含む）	ケーキ、あめ、せんべい等社会通念上菓子と認識されているもの又はチューイングガムを製造する営業及びパン製造業	食品の放射線照射業	放射線を照射する営業、（ばれしよの発芽防止加工のみ）
あん類製造業	あずき、いんげん等のでんぷん性の豆を蒸し煮して、砕いて製造し、湿ったままのもの、砂糖などで味付けしたもの等を製造する営業	清涼飲料水製造業	ジュース、コーヒー等清涼飲料水を製造する営業
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー、みぞれ等液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	乳酸菌飲料製造業	乳等に乳酸菌又は酵母を混和してはっ酵させた飲料で、はっ酵乳以外のものを製造する営業
乳処理業	牛乳、殺菌山羊乳、脱脂乳、加工乳の処理又は製造を行う営業	氷雪製造業	氷を製造する営業
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業	氷雪販売業	氷を製造者または採取業者から仕入れて小売業者に販売する営業
乳製品製造業	粉乳、れん乳、はっ酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品を製造する営業	食用油脂製造業	動物性、植物性および中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業
集乳業	生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業	マーガリン又はショートニング製造業	マーガリン又はショートニングを製造する営業
乳類販売業	直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業	みそ製造業	みそを製造する営業、小分け行為は対象外
食肉処理業	食用の目的で食鳥処理法に規定する食鳥以外の鳥、うさぎ等をとさつもしくは解体する営業、又は解体された鳥類の肉、内臓等を分割、細切りする営業	醤油製造業	醤油を製造する営業、小分け行為は対象外
食肉販売業	獣鳥の生肉（骨および臓器を含む）を販売する営業、なお、許可を受けた食肉販売業者が食肉を細断包装したものを、他の者が保管し、注文配達する場合も対象とされる	ソース類製造業	ウスターソース、果実ソース、果実ビュレ、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業、小分け行為は対象外
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコン等を製造する営業	酒類製造業	酒の仕込みから搾りまでを行う営業、小分け行為は対象外
魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（鯨肉を含む）を販売する営業	豆腐製造業	豆腐そのものおよび原料から油揚げ等を製造する営業、豆腐から豆腐の加工品の油揚げ、がんもどき、高野豆腐等を製造する営業は対象外
魚介類せり売営業	鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業	納豆製造業	糸引納豆、塩辛納豆等を製造する営業
		めん類製造業	生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業
		総菜製造業	通常副食物として供される煮物（つくた煮を含む）、焼物（炒め物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業
		缶詰又は瓶詰食品製造業	缶詰又は瓶詰食品を製造する営業
		添加物製造業	法第 11 条第 1 項で規格が定められた添加物を製造する営業、小分け行為も対象

2 県条例（食品衛生法に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例）に基づき認定・設置許可が必要な業種とその定義及び対象

業 種	定 義 及 び 対 象	業 種	定 義 及 び 対 象
魚介類又は魚肉ねり製品の行商業	魚介類等を持ち歩いて販売する営業	加工水産物製造業	水産動植物の加工品を製造する営業（ただし、食品衛生法で許可している業態を除く）
加工水産物販売業	水産動植物の加工品を販売する営業（卸売、小売を含む）	かき作業場	かきをむき身し、又はむき身したかきを洗浄し若しくは詰め合せをする営業